X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の - 部 改 正 [改正] [現行] 第1章~第14章 (略) 第1章~第14章 (略) 料金表 料金表 通則 (略) 通則 (略) 第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I Pアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第1~第2 (略) 第1~第2 (略) 第3 通信料 第3 通信料 1 適用 1 適用 通信料の適用 通 信 料 の適 用 (略) (略) (略) (略) (24) 通信料の減免等 ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に (24) 通信料の減免等 ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に 係る料金の取扱い)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 係る料金の取扱い)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (ア) ~ (カ) (略) (ア) ~ (カ) (略) (キ) 当社が電気通信サービスの品質向上等を目的として情報収集を行うための通信(当社 が別に定めるものに限ります。) イ〜エ (略) イ〜エ (略) 第4~第7 (略) 第4~第7 (略) 第2表~第6表 (略) 第2表~第6表 (略) 別表1~別表9 (略) 別表1~別表9 (略) 附 則 (平成 29年3月17日経企第1847号) この改正規定は、平成29年3月27日から実施します。